

播磨町地域福祉計画  
(骨子素案)

令和5年●●月  
播 磨 町

# 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉計画とは	1
2 計画策定の趣旨と背景	1
3 地域福祉推進にかかる国等の動向	2
4 計画の位置づけ	4
5 計画の期間	5
6 「地域」の考え方	5
7 計画の策定方法	6
第2章 地域福祉を取り巻く播磨町の現状と課題	7
1 統計データ等からみる現状と課題	7
2 アンケート調査結果からみる現状と課題	15
3 関係団体等ヒアリングからみる現状と課題	15
4 住民参加型ワークショップからみる現状と課題	15
5 播磨町の地域福祉を取り巻く課題の整理	15
第3章 計画の基本的な考え方	16
1 基本理念	16
2 基本目標	16
3 重点施策	17
4 計画の体系	20
第4章 取組みの展開	21
基本目標1 誰もが安心して暮らせる地域づくり（相談体制の強化）	21
基本目標2 一人ひとりが参加・活躍できる仕組みづくり（参加支援）	23
基本目標3 多様な関わりやつながりを促進するまちづくり	25
基本目標4 生きづらさを抱える人を支える基盤づくり	27
第5章 成年後見制度利用促進基本計画	29
1 計画の概要	30
2 成年後見制度に関する播磨町の現状と課題	エラー! ブックマークが定義されていません。1
4 めざすべき姿	33
5 取組みの展開	34
第6章 再犯防止推進計画	36
1 計画の概要	36
2 再犯防止に関する播磨町の現状と課題	37
3 めざすべき姿	39
4 取組みの展開	39
第7章 計画の推進に向けて	41

1	計画の周知.....	41
2	住民、地域、事業者、行政の協働による計画の推進.....	411
3	計画の進行管理・評価.....	411
	資料編.....	422
1	策定の経過.....	422
2	播磨町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	422
3	播磨町地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	422
4	用語解説.....	422

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1 地域福祉計画とは

---

「福祉」とは、**心** だんの **く** らしの **し** あわせのことであり、高齢者や介護、障がいのある人だけに関するものではありません。

「地域福祉」は、「地域」＋「福祉」になるので、暮らしている地域で、ふだんから幸せに暮らすための取り組みです。

少子高齢化や人口減少が進む中、近年では新型コロナウイルス感染症の拡大などもあり、普段の暮らしに不安や困難を抱える人が増えてきています。また、家庭や地域のつながりも、支える力が弱くなってきており、行政や民間の福祉サービスだけでは対応が難しいことも増えてきています。

何を幸せと感じるかは一人ひとり違いますが、すべての人が、住み慣れた地域で幸せに安心して暮らしていけるよう、お互いに助けたり、助けられたりする関係や、地域に関わるすべての人が行政や専門機関と協働して、支援を必要としている人を支えていく地域福祉の仕組みづくりが、今、とても重要となっています。

## 2 計画策定の趣旨と背景

---

地域コミュニティの変容による住民同士の関係の希薄化により、地域の子育て力や見守り力の低下に伴う子育ての孤立や児童虐待、また、フリーターやニート、引きこもりの増加に加え、高齢化が相まって顕在化している 8050 問題、格差社会を背景に顕在化している生活困窮者問題や子どもの貧困問題、発達障がいやその疑いのある子どもの増加、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケアを抱える世帯）の増加など、世代等を超えた複雑多様な生活課題、制度の狭間にある地域福祉的な課題に対応していくことが求められています。

このような社会状況にあるなか、国では、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、すべての人々が一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざした取り組みを始めており、本町でもその対応が求められています。

また、地域福祉計画の最大の特徴は、計画そのものが「地域住民の参加で策定する」ことにあるとされています。本町では、町制施行 60 周年である令和 4 年度（2022 年度）を、「協働」の推進に向けた「まちづくり元年」と位置づけ、町の未来に向かって、みんなで考え、みんなで話し合い、みんなの力を合わせて、人と人がつながるまちづくりを実現するため、「協働のまちづくり宣言」を行いました。

本計画は、国や社会の動向を踏まえつつ、地域における福祉課題を再度整理し、住民、関係団体、事業者、社会福祉協議会、行政等が協力して課題解決に取り組むことをめざし、地域住民の参加により策定した計画です。

### 3 地域福祉推進にかかる国等の動向

---

#### (1) 生活困窮者自立支援制度の導入

失業や疾病の罹患など突発的な困難が生じたことにより社会から孤立したり、長期的な景気低迷等の影響を受けて経済的に困窮する人が増加している状況を踏まえ、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、平成25年(2013年)12月に「生活困窮者自立支援法」が成立しました。

同法に基づき導入された生活困窮者自立支援制度では、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じ得る限り幅広い支援を行うこと、さらに生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が「相互に支え合う」地域づくりを目指すこととしています。

#### (2) 「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築

平成27年(2015年)9月に公表された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」において、多機関・多分野協働による「包括的な相談支援システム」と、高齢・障がい・児童等の福祉サービスを総合的に提供できるしくみを推進する「新しい地域包括支援体制」の構築を進めるとともに、これらのコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことが示されています。

#### (3) 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

平成28年(2016年)6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のさまざまな人たちが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指すこととされました。

「我が事・丸ごと」地域共生社会とは、これまで分野や対象者ごとに整備されてきた「縦割り」の仕組みを見直すとともに、地域におけるすべての関係者が「他人事」ではなく「我が事」として地域の生活課題を受け止め、「くらし」と「しごと」の全般まで含めて「丸ごと」対応していく社会のことを言います。人・分野・世代を超えて、相互に支える・支えられる関係が不可欠であることから、この社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進が求められています。

#### (4) 成年後見制度の利用促進に向けた取り組み

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成 28 年（2016 年）5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされており、平成 29 年（2017 年）3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

また、市町村に対しても、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務が定められ、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策に関する基本的な計画を策定するよう努めることとしています。

#### (5) 再犯防止推進計画（再犯防止の取り組み）

平成 28 年（2016 年）12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、市町村において再犯防止推進計画の策定に努めなければならないと定められました。

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上でさまざまな課題を抱えている者が多く存在するため、再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も継続的にその社会復帰を支援することが必要だと考えられます。

#### (6) 重層的支援体制整備事業

令和 2 年（2020 年）6 月に、「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立しました。改正法では、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を目的とする「新しい支援事業」が示されました。

市町村においては、市町村の責務を具体化し、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制があいまって、地域生活課題を解決するための重層的な支援体制の整備に努めることが規定されています。

#### (7) SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs は、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（具体目標）で構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

日本においても、政府に SDGs 推進本部が設置され、平成 29 年（2017 年）12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」において「SDGs の推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取組を推進していくことが重要」とされています。

## 4 計画の位置づけ

---

### (1) 法的位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。

なお、「成年後見の利用の促進に関する法律」（平成28年（2016年）5月施行）に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」および「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年（2016年）12月施行）に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、本計画に包含されています。

### (2) 地域福祉活動計画との関係

地域福祉計画は、「地域の支え合い・助け合いによる地域福祉」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本とし「顔の見える関係づくり」や「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、地域住民や住民自治組織、民生委員児童委員、校区福祉委員、ボランティア団体、NPO、福祉事業者などの民間団体等による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的として相互に連携する必要があることから、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていきます。

### (3) 町の他の計画との関係

本計画は、第5次播磨町総合計画を上位計画とし、福祉の分野だけでなく、防災、教育、まちづくりなどあらゆる分野において地域福祉に関する部分との連携や調整を横断的に図りながら、これらの計画を包括し、各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものです。

また、本計画は、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携しながら地域福祉を推進していきます。

他の計画との関係図挿入

## 5 計画の期間

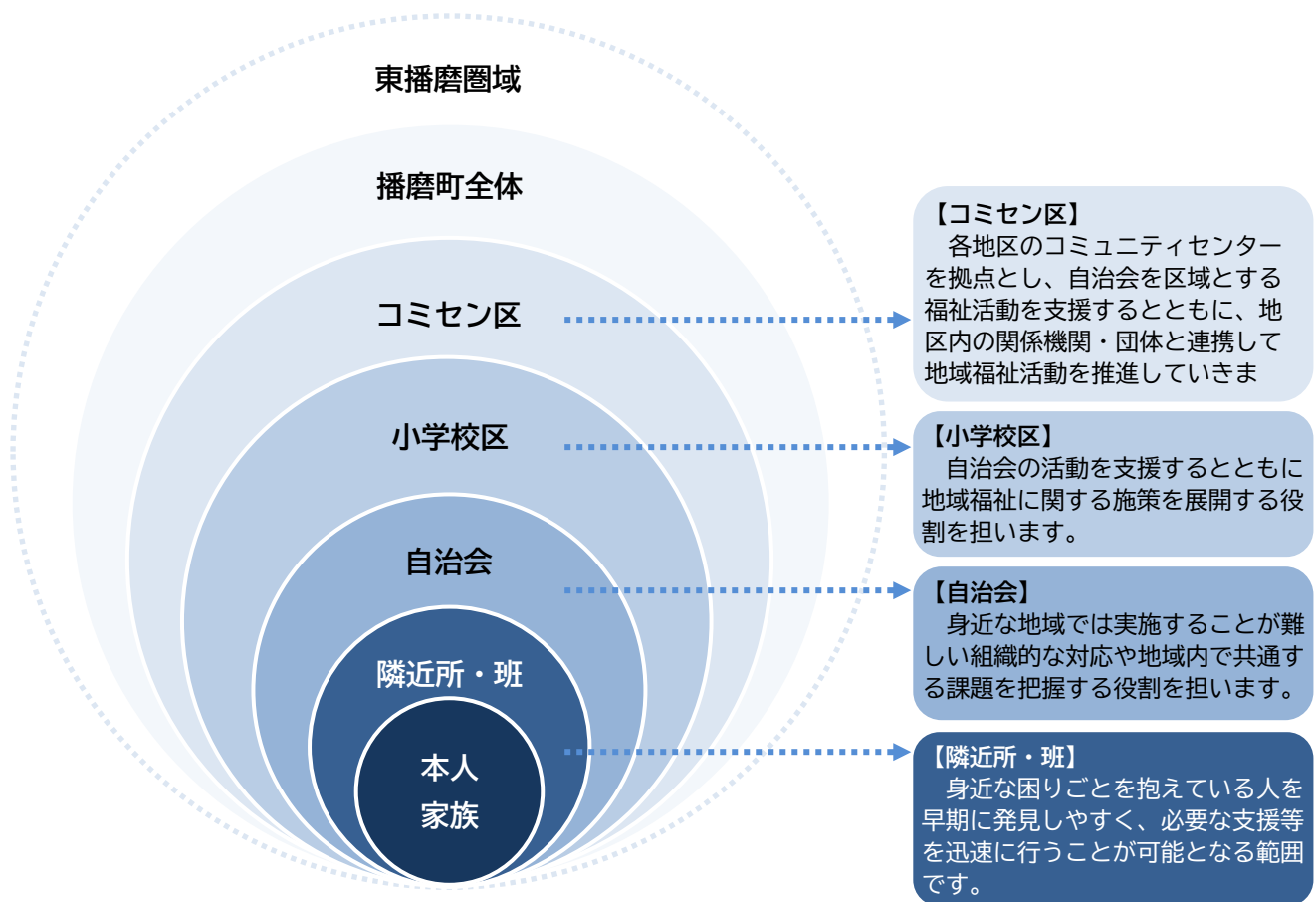
本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）を初年度として令和10年度（2028年度）までの5年間の計画期間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。

### 他の計画との関係図挿入

## 6 「地域」の考え方

本計画では、段階的な圏域を福祉圏域として捉え、それぞれの圏域での役割と機能を発揮しながら相互の機能連携を図ることによって、地域福祉活動を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。





## 7 計画の策定方法

---

本計画は、現状を把握するために住民や関係団体等を対象としたアンケート調査、住民参加型ワークショップを実施するとともに、計画の策定にあたっては策定委員会での協議を行うなど、積極的な住民参加を得ながら策定しました。

### (1) 播磨町地域福祉計画策定委員会における審議

学識経験者、関係団体の代表者などで組織する「播磨町地域福祉計画策定委員会」を開催し、計画についての検討・審議を行い、その結果を計画の策定に反映させました。

写真挿入予定

### (2) 住民・関係団体アンケート調査

住民及び地域福祉に携わる関係団体のニーズを的確に把握し、地域福祉に関する実態を踏まえた計画とするため、庁内にお住まいの18歳以上の1,000人の方と町内の地域福祉にかかる関係団体等を対象としたアンケート調査を実施しました。

詳細追加

### (3) 住民参加型ワークショップ

地域福祉の主体である地域住民が、「自分たちの地域をどうしたいか」を話し合い、表明する場として、また、地域内のさまざまな福祉活動者や当事者、施設などが連携するきっかけとなり、顔合わせの場になることを期待して、住民参加型ワークショップを2回実施しました。

写真挿入予定

### (4) パブリックコメントの実施

住民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。（今後予定）

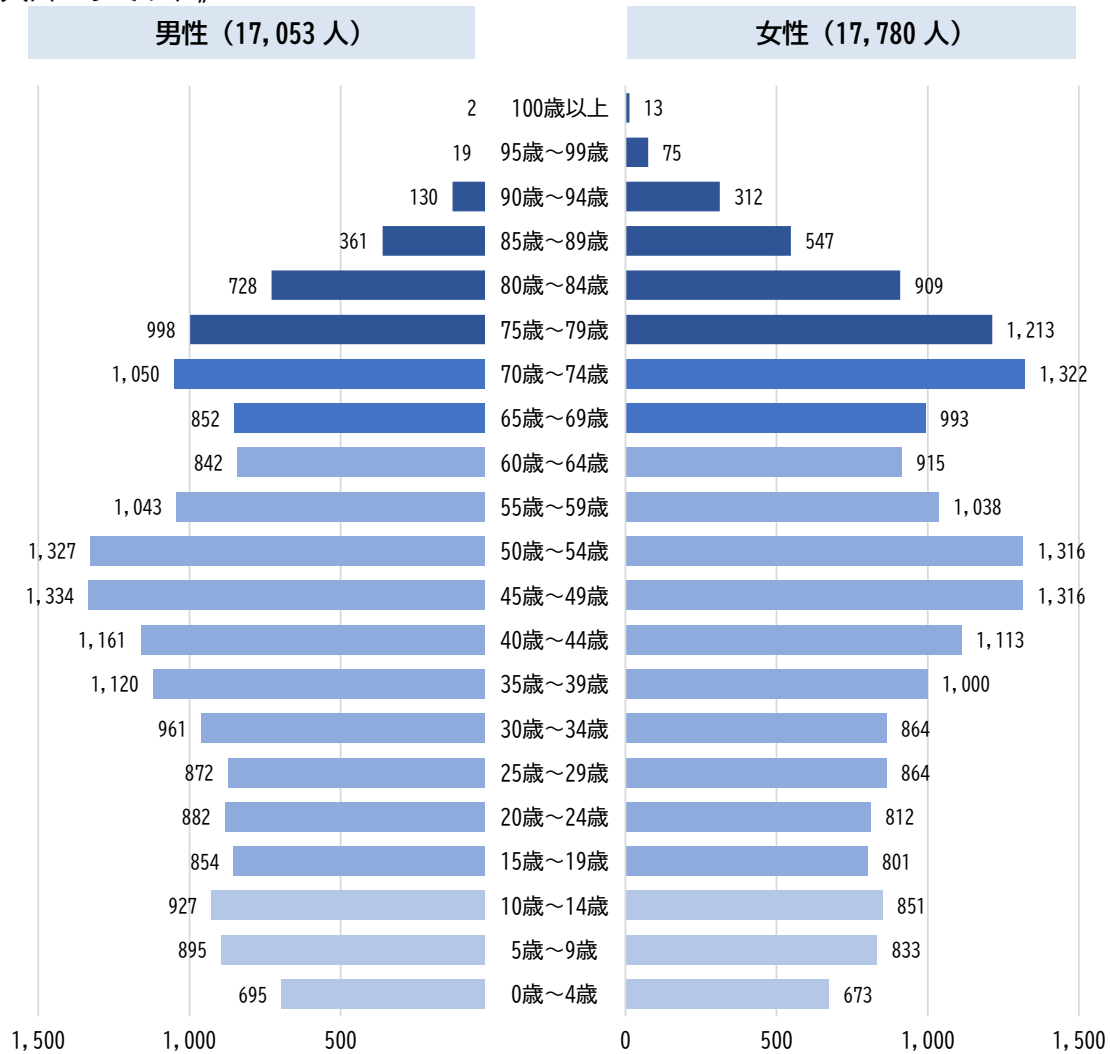
## 第2章 地域福祉を取り巻く播磨町の現状と課題

### 1 統計データ等からみる現状と課題

#### (1) 人口構造

本町の人口ピラミッドをみると、下記のように50～54歳人口が最も多くなっています。

《人口ピラミッド》



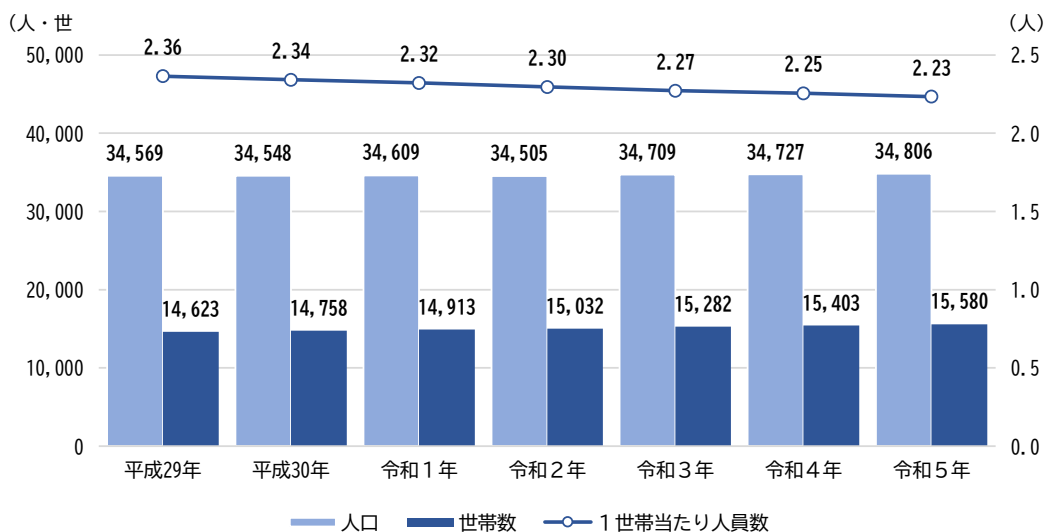
【資料】住民基本台帳人口（令和5年（2023年）9月末現在）

## (2) 人口・世帯の推移

本町の人口は平成29年（2017年）以降、ほぼ横ばい傾向となっており、令和5年（2023年）には34,806人となっています。

一方で、世帯数は平成29年（2017年）以降、増加傾向となっており、令和5年（2023年）には15,580世帯となっています。人口が横ばい傾向となっているのに対して世帯数は増加傾向となっていることから、一世帯当たり人員数は概ね減少傾向で、令和5年（2023年）には2.23人となっています。

《人口・世帯の推移》

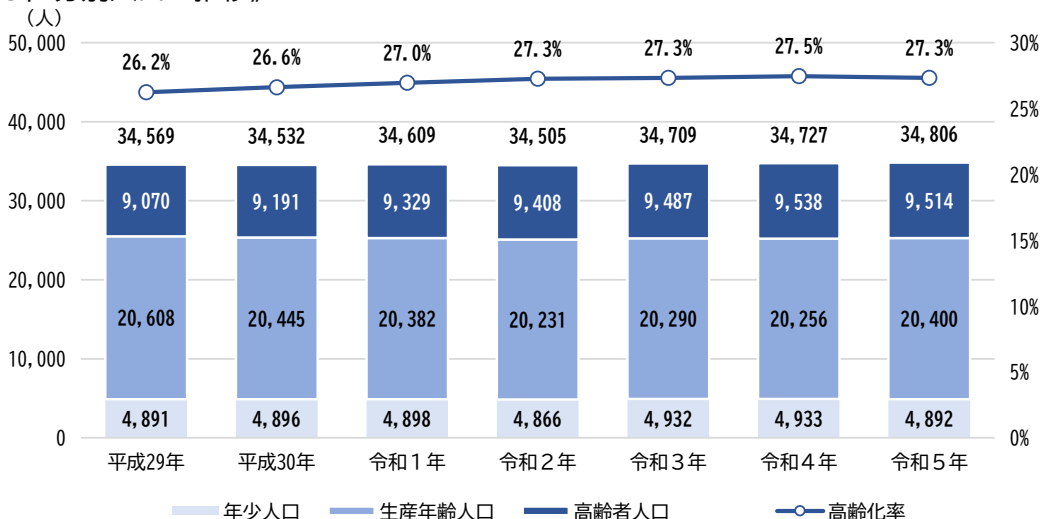


【資料】住民基本台帳（各年3月末現在）

## (3) 年齢3区分別人口の推移

本町における近年の年齢3区分別の人口推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は平成29年（2017年）以降、横ばい傾向にあるのに対し、高齢者人口（65歳以上）は平成29年（2017年）以降、やや増加傾向となっています。高齢化率（総人口に占める高齢者数の割合）は緩やかに上昇しており、令和5年（2023年）には27.3%となっています。

《年齢3区分別人口の推移》



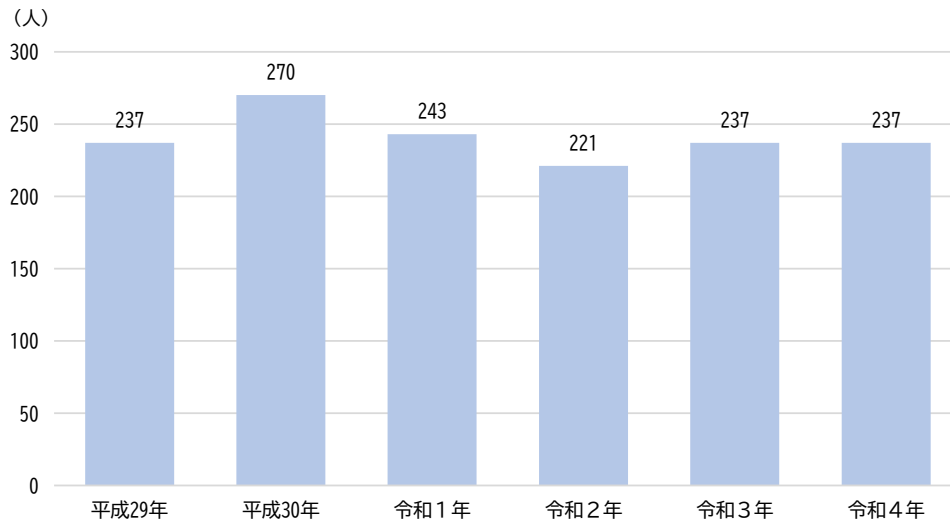
【資料】住民基本台帳人口（各年9月末現在）

## (4) 子どもの状況

### ① 出生の状況

本町における近年の出生数は、増減があるものの、概ね横ばい傾向となっており、令和4年(2022年)に237人となっています。

《出生数の推移》

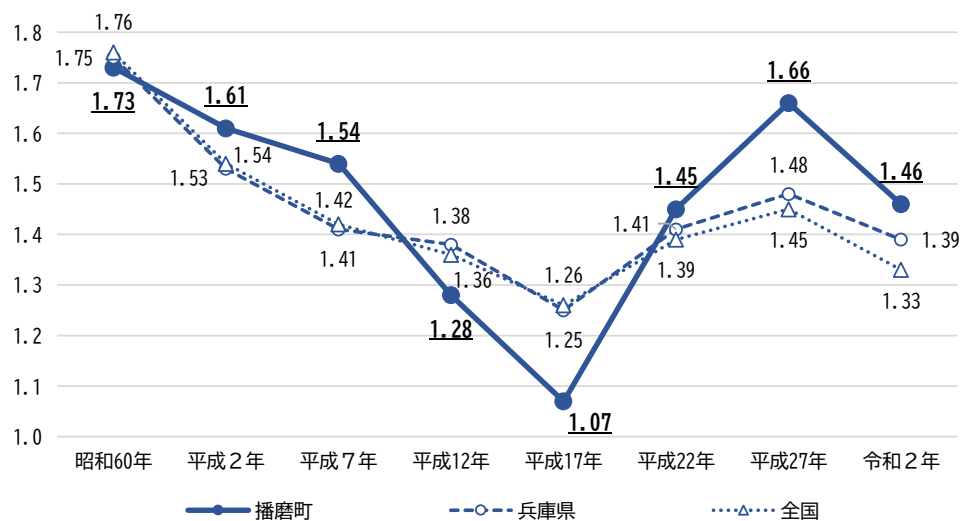


【資料】住民基本台帳人口(各年9月末現在)

### ② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、近年では全国・兵庫県に比べて高い水準で推移しており、令和2年(2020年)には1.46となっています。

《合計特殊出生率の推移》

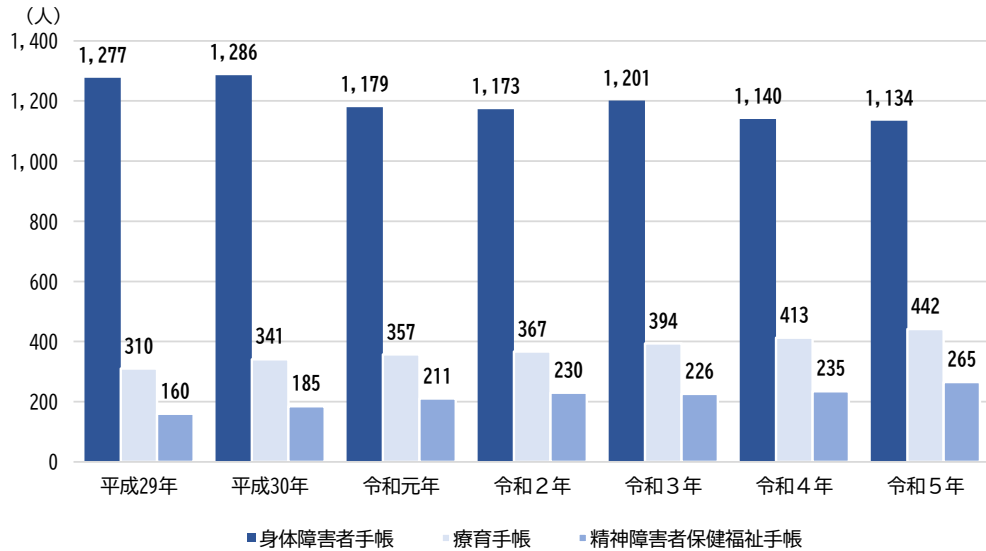


【資料】国勢調査、兵庫県ホームページ

## (5) 障がいのある人の状況

本町における障害のある人の状況を近年の手帳所持者数で見ると、身体障害者手帳所持者数は平成29年（2017年）以降、減少傾向となっているのに対し、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。

《手帳所持者数の推移》



【資料】播磨町統計書（各年4月1日現在）

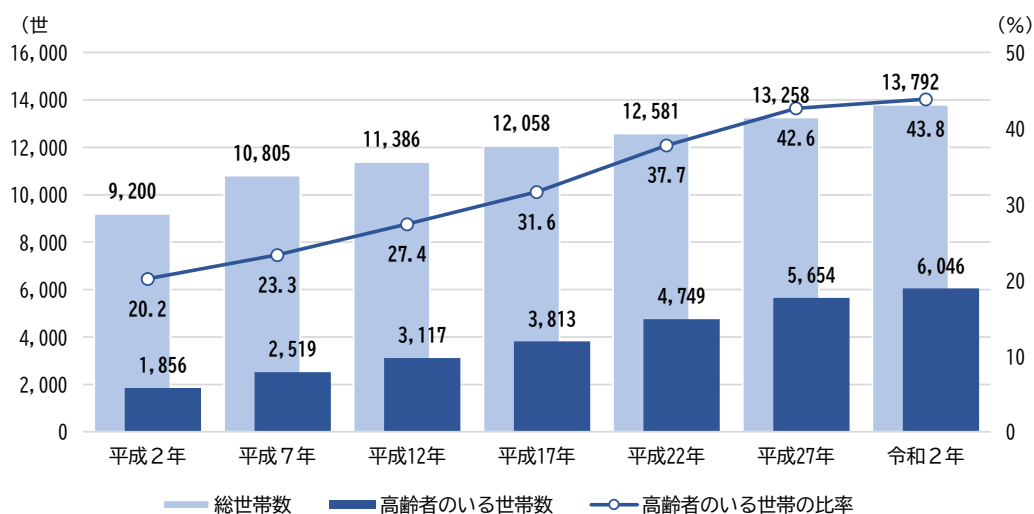
## (6) 高齢者の状況

### ① 高齢者のいる世帯の状況

本町では、65歳以上の高齢者のいる世帯は平成2年（1990）年以降、増加傾向となっており、令和2年（2020年）には6,046世帯となっています。全世帯に占める割合は上昇傾向となっており、近年では4割以上を占めています。

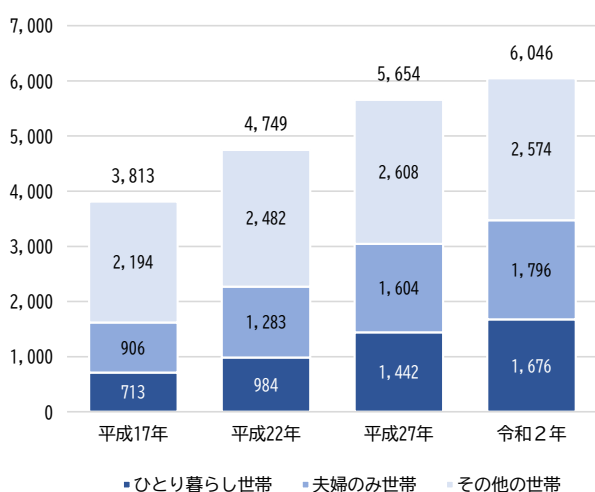
また、高齢者のいる世帯を形態別にみると、夫婦のみ世帯、ひとり暮らし世帯ともに増加しています。

《高齢者のいる世帯数の推移》

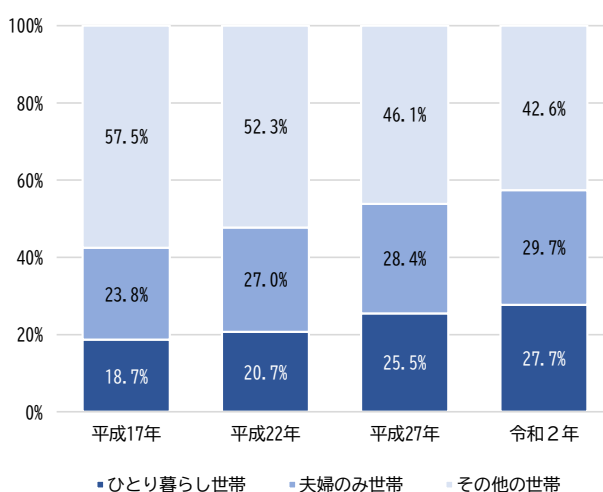


【資料】国勢調査

《高齢者のいる世帯数の形態別推移》



《高齢者のいる世帯数の形態別構成比の推移》



※高齢夫婦世帯数は、世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫及び妻の年齢が65歳以上の世帯数。

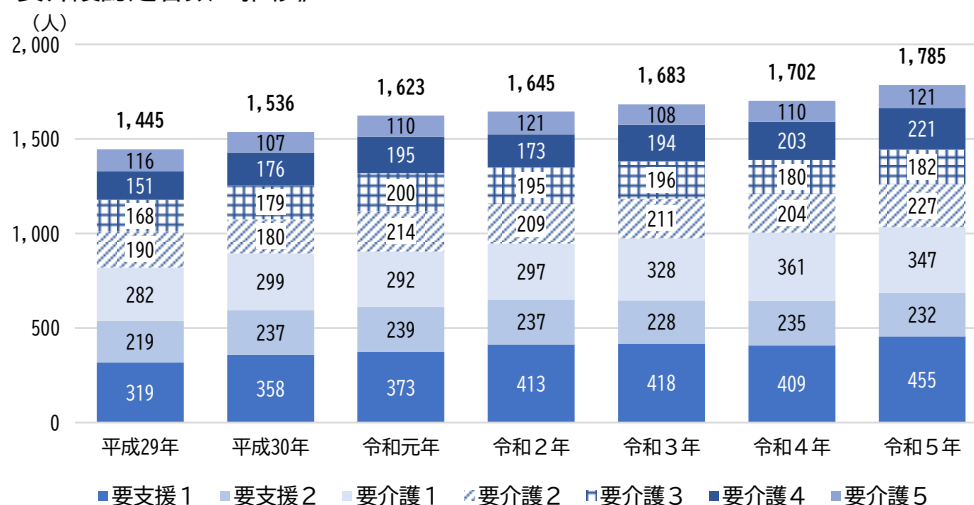
【資料】国勢調査

## ② 要支援・要介護認定者の状況

本町の要介護認定者数は平成29年（2017年）以降、増加傾向にあり、令和5年（2023年）には1,785人となっています。介護度別にみると、要支援1～要介護1の軽度認定者の方が多くなっています。

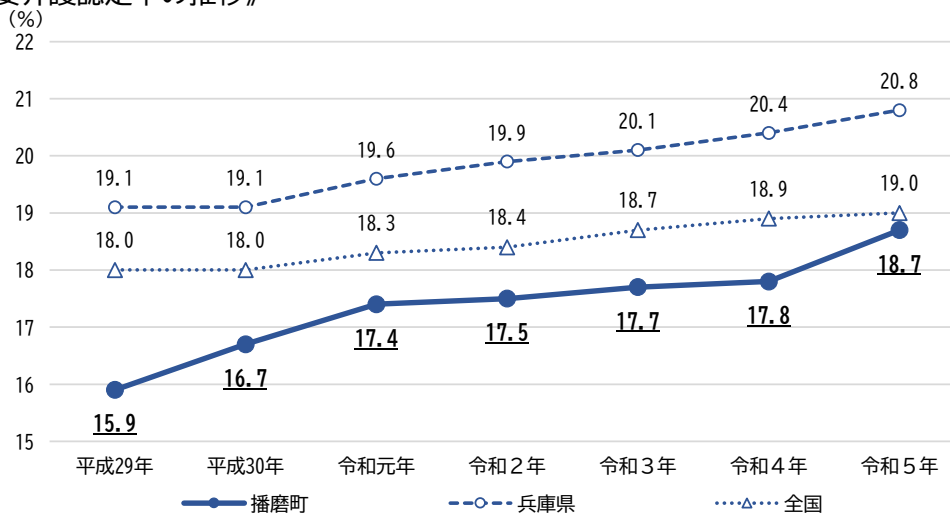
認定率（高齢者数に占める要支援・要介護認定者数の割合）は全国・兵庫県と比べると低い水準で推移していたものの、認定者数の増加に伴って上昇を続け、令和5年（2023年）には18.7%と全国と同程度の水準となっています。

《要支援・要介護認定者数の推移》



【資料】厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）

《要支援・要介護認定率の推移》



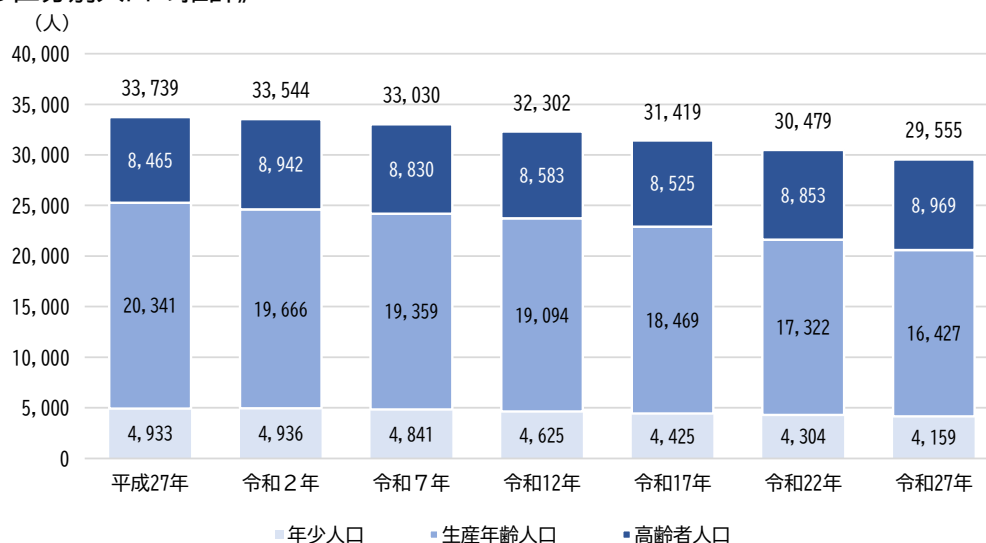
【資料】厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）

(7) 人口推計 ※2023年中に新しい推計が公表予定なので公表され次第更新

国立社会保障・人口問題研究所による本町の将来人口をみると、今後は総人口は減少傾向にあり、年齢3区分別にみると、生産年齢人口（15～64歳）が急激に減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）はゆるやかな増加傾向となっています。

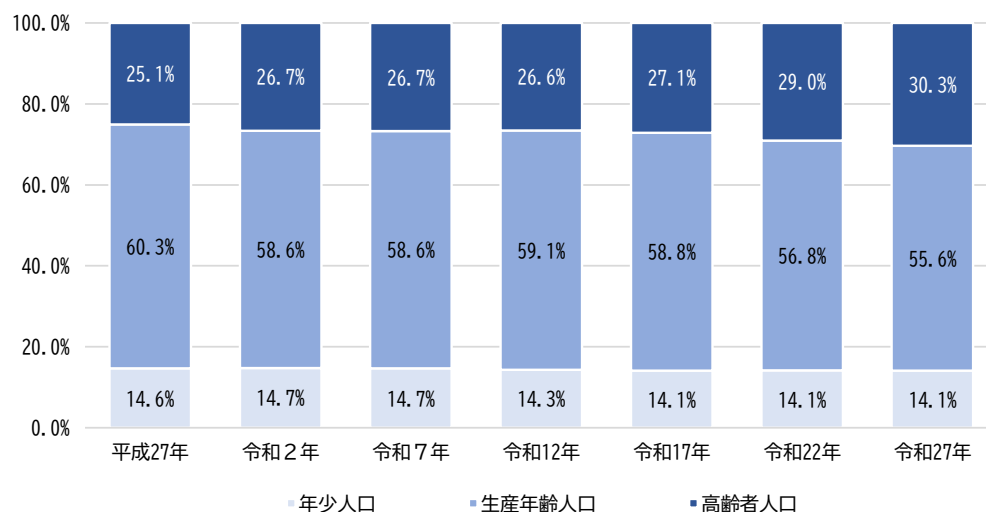
年齢年齢3区分別の人口構成割合をみると、令和27年（2045年）には高齢者割合が30.3%となり、総人口の約3割が高齢者となる見込みです。

《年齢3区分別人口の推計》



【資料】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年（2018年）推計）

《年齢3区分別人口割合の推計》



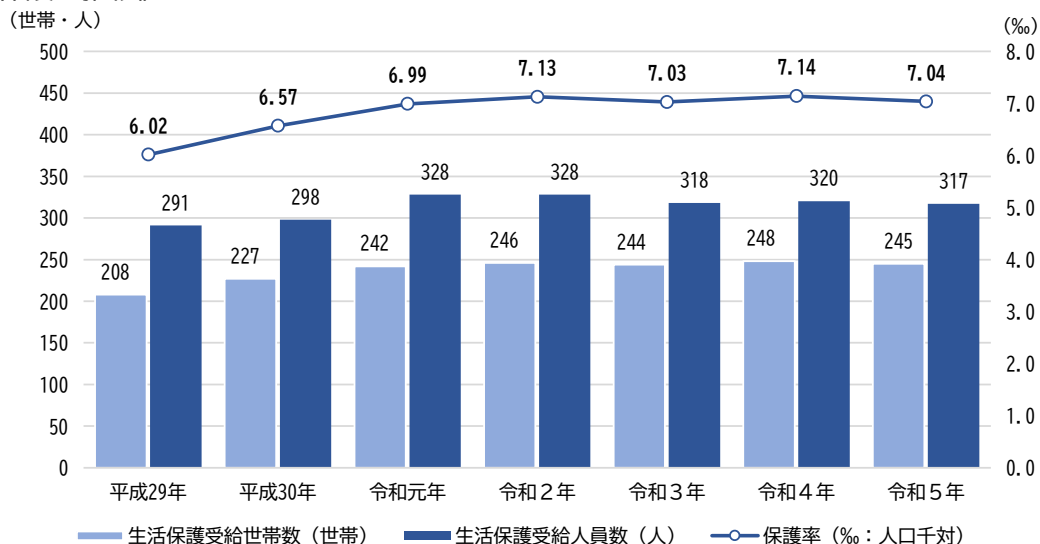
【資料】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年（2018年）推計）



## (8) 生活保護

本町の生活保護の状況は、生活保護受給人員数、生活保護受給世帯数ともに、平成29年（2017年）以降、緩やかに増加傾向にあり、保護率は令和2年（2020年）以降、横ばい傾向にあります。

### 《生活保護の推移》



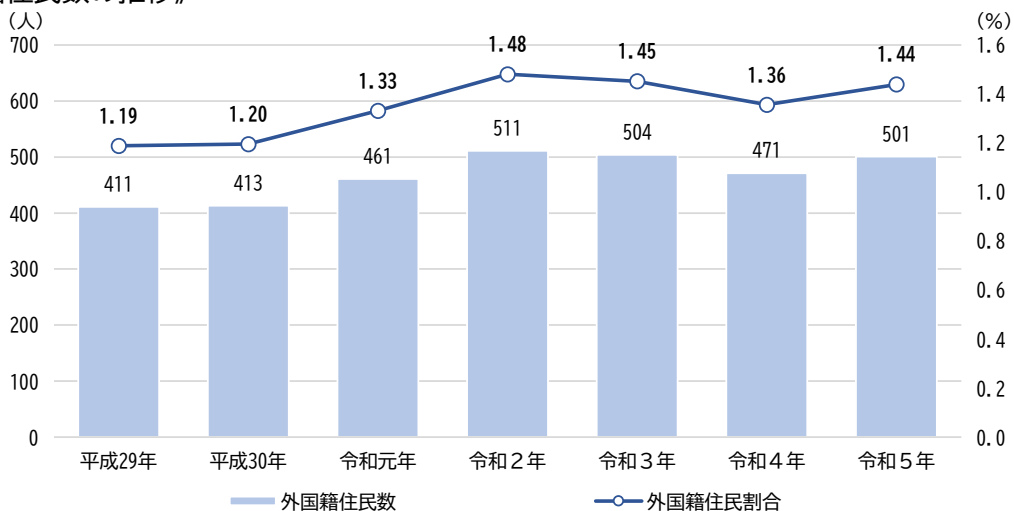
【資料】播磨町統計書（各年4月1日現在）

## (9) 外国籍住民の状況

本町の外国籍住民数は、平成29年（2017年）以降、増減を繰り返しながら緩やかに増加傾向で推移しており、全住民のうちの外国籍住民割合も上昇傾向となっています。

また、外国籍住民数の国籍別構成比については、ベトナム籍の割合が最も高く、近年ではフィリピン籍の割合も高まっています。

### 《外国籍住民数の推移》



【資料】播磨町統計書（各年3月末現在）

## 2 アンケート調査結果からみる現状と課題

---

調査結果を抜粋して整理

## 3 関係団体等ヒアリングからみる現状と課題

---

調査結果を抜粋して整理

## 4 住民参加型ワークショップからみる現状と課題

---

調査結果を抜粋して整理

## 5 播磨町の地域福祉を取り巻く課題の整理

---

1～4の課題の整理

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 1 基本理念（めざすべき姿）

---

（例）

ちかくに、いつもいる、きごころのしれたところ で力を合わせて  
ふだんの、くらしの、しあわせ をつくること

「普段の暮らしのあるところの皆の幸せがあるまち 播磨町」

### 2 基本目標

---

計画の基本理念の実現に向けて、以下の4つを基本目標とし、計画を推進していきます。

#### 基本目標1 誰もが安心して暮らせる地域づくり（相談体制強化）

住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、必要な支援が必要な時に的確にあられることが大切です。そのためには、地域生活課題を早く把握できる仕組みや、町民が相談しやすい環境を整えます。

#### 基本目標2 一人ひとりが参加・活躍できる仕組みづくり（参加支援）

すべての住民が福祉の担い手であり同時に受け手でもあり、「お互いさま」の意識で支えある地域を目指し、住民同士のコミュニケーションが円滑に図られ、良好な地域社会が形成できるようさまざまな活動の活性化と次代を担う人材を地域で育成していくよう努めます。

#### 基本目標3 多様な関わりやつながりを促進するまちづくり

地域の人々が、日ごろの何げない気のかげ合いや小さな活動から、ちょっとした変化・異変に気づき、予防的にかかわることや気軽に「助けて」といえる関係づくりを進め、災害や感染症に強い地域づくりを目指します。

#### 基本目標4 生きづらさを抱える人を支える基盤づくり

生きづらさを抱える人への温かなまなざしは、偏見や差別のない町づくりへつながり、そして、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けるために、町民や行政、関係機関をはじめとする多様な主体が協力し、生き心地の良い地域共生社会の実現を目指す基盤づくりを進めます。

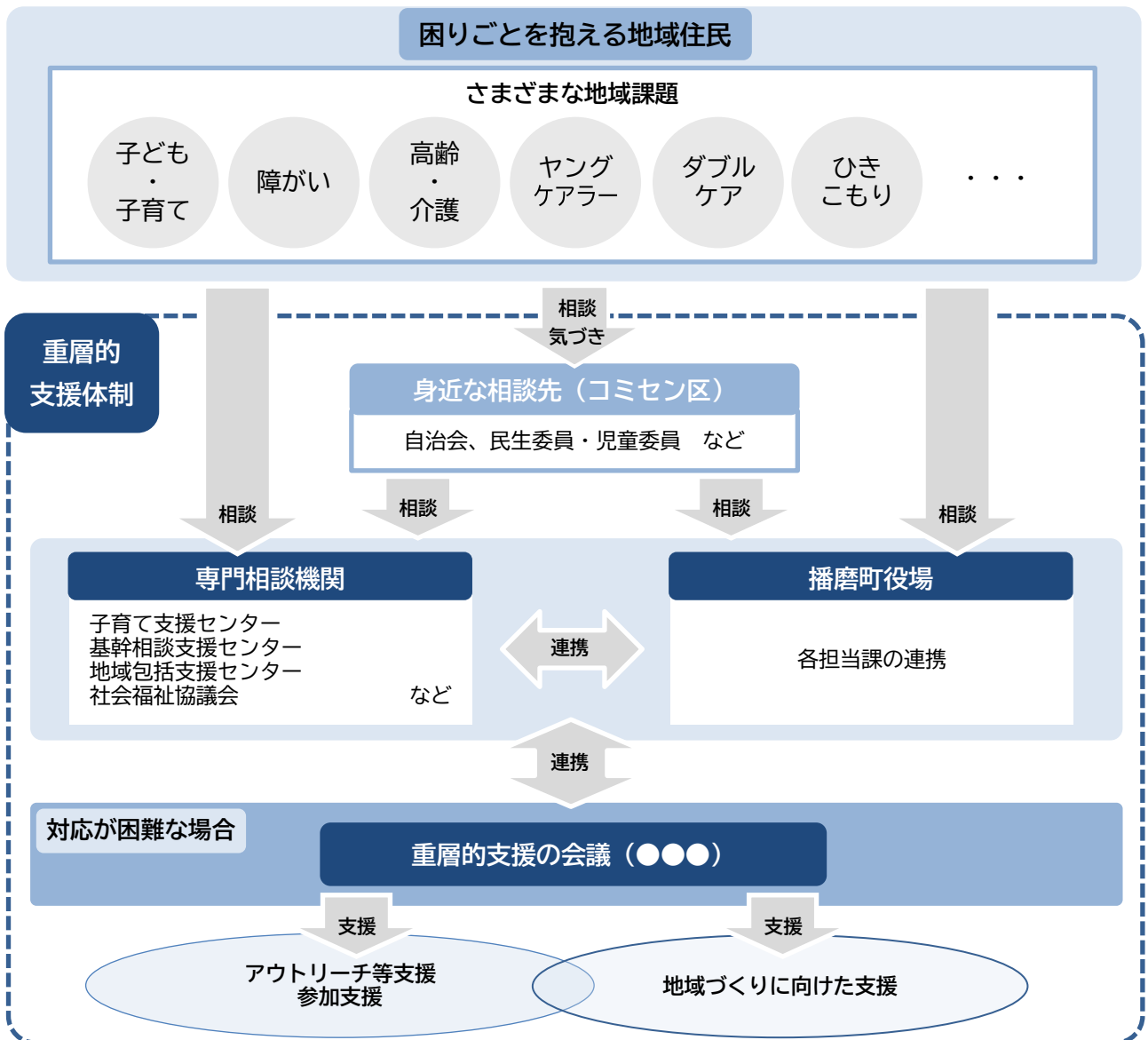
### 3 重点施策

計画を推進していくための横断的な視点として、下記2点を重点施策として定めます。

#### 重点施策1 全庁的な取り組みの推進（重層的支援体制整備）

複雑・多様化する地域課題に対応し、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応していくため、庁内の縦割り・分野別を超えた、「オールはりま」の取り組み体制を構築します。

##### ■ 重層的相談体制のイメージ



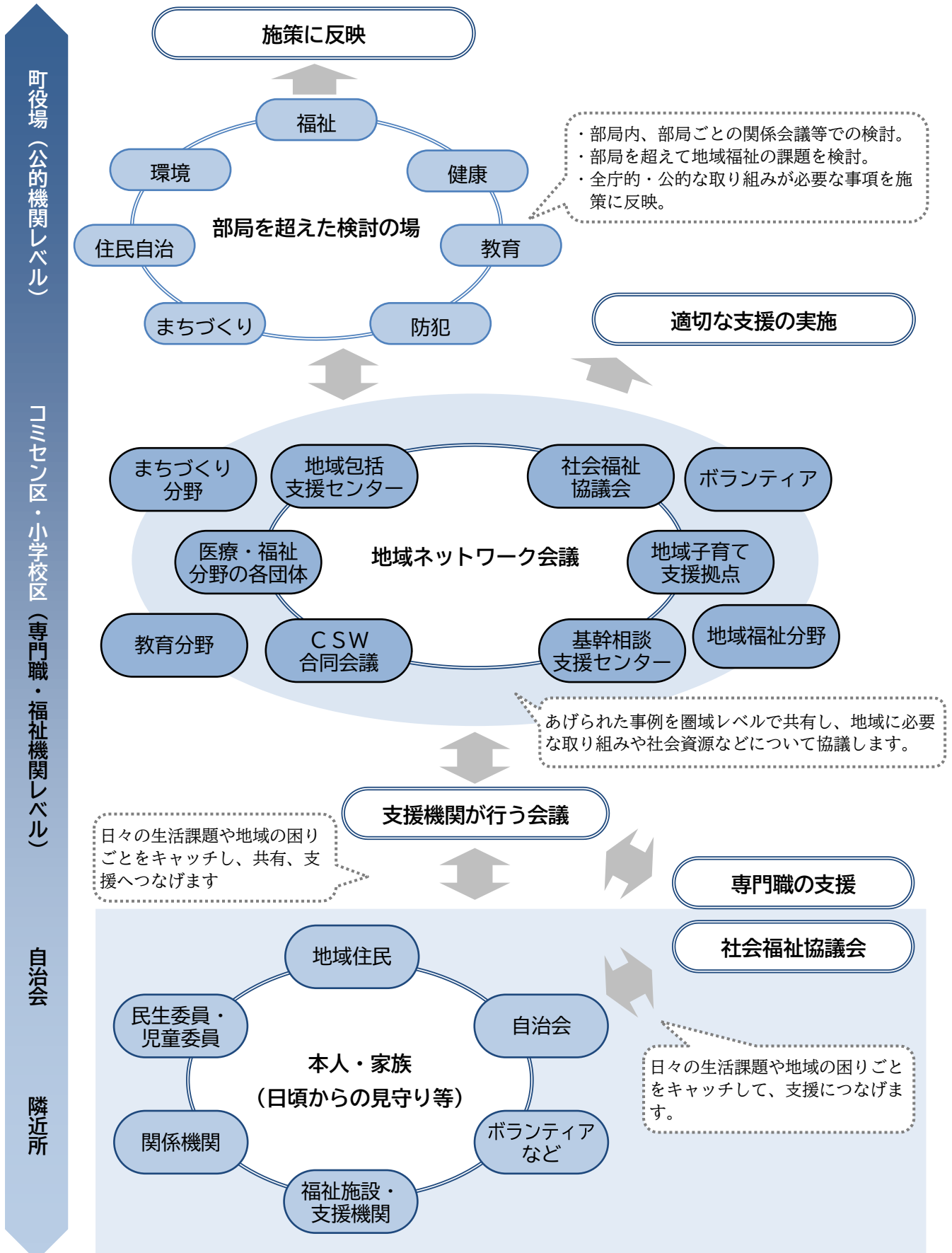
## 重点施策2 圏域における地域福祉の推進

隣近所でのあいさつ・声かけによる「顔見知り」づくりから、見守りをはじめとした安否確認、異変の気づき、徘徊の発見、子どもの安全確保などの取り組みに展開できるよう、各自治会圏域から小学校区、コミセン区などのそれぞれの圏域において、団体・機関等の協力により重層的なセーフティネットを構築します。

具体的には、自治会や小学校区、コミセン区等における自助・互助・共助・公助の各層と、公的機関同士の所管分野の縦割りを超えた、地域福祉の課題を検討するネットワークを構築し、地域で起こっている身近な諸問題（生活困窮・虐待・いじめ等）や課題等を把握し、専門職・福祉機関も参加する「地域ネットワーク会議」にて専門的な視点で検討を加え、行政の関係部署も交えた会議の場で、全庁的に取り組みが必要なものを施策に反映させることにより、官民協働の包括的な取り組みで問題解決を図ります。

また、さまざまな店舗や民間事業者など、新たな機関・社会資源の巻き込みによって、見守り力の拡大を図り、どんな時でも安心して暮らせるまちづくりを、地域みんなの参加・協力により実現していきます。

■ 地域福祉のネットワークのイメージ (案)



## 4 計画の体系



## 第4章 取組みの展開

### 基本目標1 誰もが安心して暮らせる地域づくり（相談体制の強化）

#### ■現状と課題■

社会環境の変化に伴い、人々の抱える問題も複雑化・多様化しており、専門的な知識や経験を持った人材による手助けが必要な場面が増えてきています。

アンケート調査では、困りごとがあった時に家族や友人以外に相談できる人（窓口）では「近所の方」や「インターネットやSNS」などの回答が多く、公的機関等への相談は低い現状となっています。また、4人に1人程度は「相談しない」と回答しており、その理由としては「相談の仕方がわからない」が最も高くなっています。福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきことにおいては、「身近な所で相談できる窓口を充実させる」が約4割と高く、相談窓口等についてもっと住民に浸透するよう周知を図っていく必要があります。

また、隣近所で気になる家庭はあるものの、役場や支援機関の窓口への相談や連絡をしたことがある人は少ない状況がみられました。委員会やワークショップでの地域の活動者側からの意見においても、相談を受けた後にどこにつないだら良いかわからないという意見がみられました。

複雑化・高度化してきた相談内容に柔軟に対応できるよう、福祉に携わる職員の資質向上や新たな人材の育成・確保を進め、資格取得や専門的な知識の習得を支援する仕組みづくりを進めるとともに、新たな地域生活課題への対応に向けた人材等のネットワーク化を図っていく必要があります。また、相談を受けた人がその先につないでいくための各相談窓口の連携を図っていくことも必要です。



#### ■めざすべき姿（未来の播磨町の姿）■

- 「困っているので助けてほしい」と周りの人にSOSを伝えることができます。
- だれかの「困っている」を受け取った人は、適切な支援機関や支援者につないでいます。
- だれもが困りごとへの相談機関や適切なつなぎ先を知っています。
- 一人暮らしの高齢者も働き盛りの若者も、子どもから高齢者まで地域とのつながりがあります。
- 複雑化・複合化した地域の課題にも、みんなで協力して取り組んでいます。
- だれもが不自由なく情報を入手し、コミュニケーションを図れています。



## ■方向性■

### (1) 相談に丸ごと対応する（断らない相談支援）

介護や障がい、子ども等の分野に関わらず、本人とその世帯丸ごとの相談支援を実施し、早期発見早期対応により困りごとの深化を防ぎます。また、地域生活課題の変化に応じて変化、成長し続ける包括的な支援体制の構築に取り組みます。

### (2) 情報が入手しやすい

福祉に関係した情報や地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体である広報紙やホームページ、ラインなど SNS により、地域福祉に関する普及啓発をさらに推進します。また、情報発信に際しては、ライフステージや年齢、性差、また情報弱者に配慮し、きめ細やかで効果的な情報発信を行います。

### (3) 孤立・孤独に陥らせない

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる地域を増やしていきます。また、SOSのサインに気づき、適切な対応を図ることができるよう、コミュニティソーシャルワーカー等の設置や育成を行いセーフティネットの構築を図ります。

## ■みんな（住民・地域）の役割■

- 住んでいる地域（播磨町）に関心を持って、さまざまな情報を収集しましょう。
- 困りごとは一人で抱え込まずに、周囲の人に相談しましょう。
- 各種相談窓口や自治会、地域の民生委員・児童委員を知り、困った時には相談しましょう。
- ひとり暮らし高齢者等が孤立しないよう、地域行事やサロンへの参加を呼びかけましょう。
- 日頃からの近所付き合いや気になる家庭の見守りを行い、周囲の人の変化や異変に気づいた際は、必要に応じて適切な機関につなぎましょう。

## ■行政の役割■

- 総合相談の充実を図り、役割や窓口を利用しやすくし、広報を行います。
- 地域の支援者を支えるためコミュニティソーシャルワーカー等を設置します。
- 分野制度ごとの相談支援とそれらを横断的につなぎ包括的な相談支援体制を構築します。
- 興味・関心のある活動に参加できるように、広報紙をはじめホームページや SNS など多様な媒体により地域活動や行事等に関する情報発信を行います。

## 基本目標2 一人ひとりが参加・活躍できる仕組みづくり（参加支援）

### ■現状と課題■

地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持って、できる範囲の活動をはじめていくことが必要不可欠です。そのためには、小さな頃から自然に福祉の心を身につけることが必要です。

また、必要な時に「助けて」と言える関係やつながりを一人ひとりが持つためには、お互いに助け合って生活することができる関係をそれぞれの身近な場所で築いていくことも大切です。そのためには、地域を知り、身近な地域での人と人との交流が必要であることから、福祉活動に積極的に参加するように働きかけていく必要があります。

アンケート調査では、ボランティア活動など地域の支え合いにつながる活動に参加したことがある人が1割程度と少なく、関係団体等アンケート調査においても、「新しいメンバーが入らない」や「リーダー（後継者）が育たない」といったマンパワーが不足しているといった課題が挙げられており、新たな担い手となる人材の確保を望む声がありました。

一方で、地域の支え合いにつながる活動への参加意向では「条件が合えば参加したい」と回答した人が多く、特に活動への参加の少ない若い世代で高い傾向がみられました。身近な場所や短時間での参加などであれば参加できると回答した人は多くなっています。関心は高くても、時間の制約があったり、はじめの一歩が踏み出せなかったりする人が多いことから、福祉について学ぶきっかけや地域の福祉活動を知り、福祉に理解を深め行動するきっかけづくりを進める必要があります。

また、きっかけをもらって活動を始めた人に対しても、負担が偏りすぎてしまったり、責任感から一人で背負いこんでしまうなど、せっかく活動をはじめた人が疲弊してしまう現状もみられます。参加の裾野を拡げることで、地域活動を一部の人が担うものという意識を変革し、みんなで分かちあって持続可能な地域活動を進めていく必要があります。



### ■めざすべき姿（未来の播磨町の姿）■

- 地域に住む人々が福祉の問題を自分自身のこととして捉え、お互いに理解し合い、“思いやりのこころ”の文化が根付いています。
- 多くの住民が地域で活動し、それぞれの場で力を発揮しています。
- 「お互いさま」という意識をもち、気軽に「ちょっと助けて」と言える関係が築かれています。
- 地域のサークルや団体同士が積極的に交流しています。

## ■方向性■

### (1) 思いやる心を育む

家庭、地域、学校等が連携して、生きていくための福祉に関する教育や、他者への思いやりの心を育むような機会を作ります。また、地域福祉に関する各種講座等を通じて住民の地域福祉に対する学びと意識の向上を図ります。

### (2) 活動をみんなで担う

長期的な視点から、講座や研修等を通じて地域資源である人材の掘り起こしを積極的に行い、新たな担い手の発掘・育成、確保に努めるとともに、人材のネットワーク化を図ります。

### (3) オープンな居場所を作る

活動への参加意欲のある人が活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、誰もが気軽につどい、話をする事ができる多様な居場所を地域の中でつくり、仲間づくりも推進していきます。

## ■みんな（住民・地域）の役割■

- 地域のあいさつ・見守り・声かけ活動活動を行きましょう。
- 健康づくりなどの交流活動やイベントに、地域の人と誘い合って積極的に参加しましょう。
- 福祉講座等に参加するなど、福祉への理解や地域でのボランティア活動などについて関心を深めましょう。
- 活動の担い手を増やすため、地域での福祉活動に参加してみたい人が気軽に参加できるような負担がかからない活動メニューを検討しましょう。
- 参加者同士の情報交換ができる場を開設するなど、活動のきっかけづくりを行きましょう。
- 多様な世代が参加できる居場所を充実させ、立ち寄りやすい環境整備を行きましょう。

## ■行政の役割■

- 一人ひとりが違いを尊重し、認め合うことができるよう、学校教育をはじめ様々な場や機会を通じて継続的な福祉教育及び啓発を進めていきます。
- 多様化しているニーズに対応した福祉に関する講座や研修等を実施します。
- 住民同士が身近で気軽に集まれる「場」ができるよう、参加者をつなぐコミュニティソーシャルワーカーを配置し、実施・継続・参加しやすい環境づくりに向けた支援を行います。

## 基本目標3 多様な関わりやつながりを促進するまちづくり

---

### ■現状と課題■

地域のだれもが住み慣れた地域でつながりを保ちながら、豊かな地域社会をつくっていくことが求められています。本町においても、全国的な傾向と同様に少子高齢化や核家族化が進んでおり、地域において世代間の交流が減少しています。

地域には高齢者や障がいのある人等の支援を必要とする人など、多様な人がともに生活していますが、地域住民の交流があってこそ、支援を必要とする人に対しての早期発見や早期支援につなげることができます。

何となく地域のことを知っているつもりでも、地域にどんな人が住んでいるか、把握できていないのが現状です。私たちの住んでいる地域はどんな地域なのか、どんな人が暮らしているのか、もっと地域のことに関心を持ち、地域の中で一人ひとりができることを実践しながら、福祉活動を高めていくことが必要です。

アンケート調査では、地域自体で必要だと思える役割や活動として「災害や防災対策」や「安全や治安への取り組み」が必要であると回答している人が多く、安全・安心の対策としての役割を地域に期待している人が多くみられました。災害等の発生時には、マニュアルどおりに行動できない可能性はあるものの、いざというときに役立つ知識を身につけておき、地域の力で救助や避難ができる体制を確立しておく必要があります。そのためには、防災訓練や災害に備えた体制づくりが必要です。



### ■めざすべき姿（未来の播磨町の姿）■

- 福祉関係機関だけでなく、住民をはじめ、企業や商店など、みんなが一緒になって地域福祉活動を行っています。
- 非常時や緊急時、災害時に、地域で助け合う体制が整っています。

## ■方向性■

### (1) おせっかいでつながる

地域で支えあえるよう、「ちょっとしたおせっかい」が発揮できるよう日頃から地域住民同士で交流することで、地域内での子どもの見守り活動やひとり暮らし高齢者、気になる家庭への見守り活動を推進します。

### (2) つながりを広げる

地域の福祉資源とのつながりを広げていくことで、地域の問題を早期に発見し、深刻化を未然に防ぐ体制の構築に努めます。

### (3) 安心・安全に暮らせる

地域の実情にあわせた自主防災組織の育成に努めるとともに、地域が主体となった防災訓練等を通じて、地域住民の防災意識と地域防災力の向上を図ります。

## ■みんな（住民・地域）の役割■

- 「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という意識を持ちましょう。
- 地域の行事やイベント等に認知症の方や障がいのある人、子ども等の参加を呼びかけ、交流を通して地域でともに暮らしていくための理解の促進を図りましょう。
- 支援団体や社会福祉施設は、それぞれの専門性を活かして、高齢者・障がいのある人・生活困窮者等を支援する活動を行いましょう。
- 関係者が連携して、地域の行事やイベント等の住民同士で交流できる機会や場づくりを充実させていきましょう。
- 地域での防災訓練等に誘い合ってみんなで参加しましょう。
- 日頃から防災に関する知識を習得し、非常持ち出し袋を準備するなど、非常時に備えるとともに、いざというときに近隣の人と助け合える関係性をつくりましょう。
- 地域の防災力を高めるため、地域での勉強会や研修会を開催しましょう。

## ■行政の役割■

- 様々なニーズに対して適切な支援ができるよう、当事者・支援者を結ぶ福祉ネットワークの構築を検討していきます。
- 当事者及び当事者の家族にも状況にあわせた支援を行います。
- 緊急時・災害時の支援体制の強化を行います。

## 基本目標4 生きづらさを抱える人を支える基盤づくり

---

### ■現状と課題■

さまざまな差別の解消に向けて、国においては、平成28年（2016年）にいわゆる「人権三法」と言われる、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」を施行し、個別の人権問題の解決に向けた法律が整備されました。

これらの法律には、差別的な言動に対する相談・教育・啓発活動の実施、障がいや理由とした不当な差別的取扱いの禁止、事業者や行政機関・地方公共団体への「合理的配慮」の義務などが明記されており、障がい害の有無や民族・国籍などの違いを豊かさとして、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

ノーマライゼーションという概念は広まりつつありますが、まだまだ十分浸透していない状況にあります。あらゆる差別や偏見に基づく行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。また近年では、情報化社会の進展に伴うインターネット上の差別的な書き込みなども発生しており、新たな課題も発生しています。

その他、外国籍住民の方や性的マイノリティ、犯罪や非行などの過ちから立ち直るために社会的更生に取り組む人などに関わる問題など、社会的弱者に対する偏見や差別のない地域をつくるためには、重要な地域生活課題として位置付けることが必要です。



### ■めざすべき姿（未来の播磨町の姿）■

○さまざまな困難や生きづらさを抱える人の人権が尊重され、だれもが自分らしく地域でいきいきと暮らしています。

## ■方向性■

### (1) 誰ひとり取り残さない

生きづらさや困難を抱えた人が地域社会の中で孤立することのないよう、地域共生社会の実現に向けて、同じ地域に住む者として、住民同士で支え合い助け合う意識を高めていく取り組みを行います。

### (2) 成年後見制度の利用を促進する

認知症高齢者や障がいのある人など、自分で判断することが難しい人の権利と利益を守る上で重要な制度であることから、さらなる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していきます。

⇒成年後見制度利用促進基本計画

### (3) 再犯を防止する

犯罪や非行をした人の社会復帰を関係機関が協力して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安心して暮らせる社会の実現を図ります。

⇒再犯防止推進計画

## ■みんな（住民・地域）の役割■

- 福祉制度や権利擁護について理解を深め、制度の利用が必要になった場合は、身近な相談窓口にご相談しましょう。
- 地域での見守り活動などを通じて、地域や社会からの孤立を防ぎましょう。

## ■行政の役割■

- 生きづらさを抱えた人も含めた地域住民みんなが、支えあうことができるよう、情報交換や交流する場を持てるような支援を行います。
- マイノリティの人たちも自分らしくいきいきと生活ができるよう偏見や差別をなくすため、学校教育をはじめとした継続的な福祉教育及び啓発を進めていきます。

## 第5章 成年後見制度利用促進基本計画

---

### 1 計画の概要

---

#### (1) 計画策定の趣旨・背景

平成12年(2000年)4月の介護保険制度の導入に伴い、福祉サービスが原則的に「措置」から「契約」に移行したことに併せ、判断能力に不安がある方への支援制度として成年後見制度(民法改正による)、日常生活自立支援事業(厚生労働省補助制度)がそれぞれ創設されました。

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が進む中、成年後見制度の必要性は高まっていくものと考えられます。

しかしながら、全国的に成年後見制度の利用が少ない状況となっていたことから、国においては平成28年(2016年)5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年(2016年)法律第29号)(以下「利用促進法」という。)が施行され、各市町村が成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制整備に努めることが明示されました。

本町では、利用促進法が施行されたことを受け、平成30年(2018年)3月に制定された「播磨町高齢者福祉計画(第8次)及び介護保険事業計画(第7期)」及び「第3期播磨町障害者計画・第5期播磨町障害福祉計画・第1期播磨町障害児福祉計画」における成年後見制度の利用促進等に取り組む方針を、町の基本的な計画(播磨町成年後見制度利用促進基本計画)として位置付け、令和2年(2020年)3月に「播磨町成年後見制度利用促進実施計画」を策定し、具体的な検討の方向性を規定しました。

#### (2) 計画の位置付け

この計画は、利用促進法第14条の規定に基づき、同法第5条に規定する地方公共団体の責務を具体化するものであり、本町における成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な考え方や方向性を定めるものです。

#### (3) 計画の期間

計画期間は、令和6年度(2024年度)を初年度として令和10年度(2028年度)までの5年間とします。



## 成年後見制度等の概要

### (1) 成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々が、財産管理・身のまわりの世話のための介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結・遺産分割協議などを行う場合に保護し、支援する制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

#### ① 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、本人や親族等の申立てにより、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度。本人の判断能力に応じて3つの類型（後見、保佐、補助）があります。

	補 助	保 佐	後 見
判断能力	不十分	著しく不十分	欠けているのが通常の状態
同意又は取り消すことができる行為	申し立てにより裁判所が定める行為	借金・相続の承認など民法13条1項記載の行為の一部ほか、申し立てにより裁判所が認める行為	原則として全ての法律行為
代理することができる行為	申し立てにより裁判所が定める行為	申し立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

#### ② 任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えあらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたい事を契約（任意後見契約）で決めておく制度で、本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督のもとで任意後見人が本人を代理して契約などを行います。

### (2) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

播磨町社会福祉協議会が実施主体となり、認知症・知的障がい・精神障がいなどで、判断能力が不十分な方に対し、福祉サービス等の利用に関する援助等を行います。成年後見制度と類似した制度ですが、判断能力や援助内容に違いがあります。

#### 《事業の対象者》

判断能力が不十分な方であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方。

#### 《援助内容》

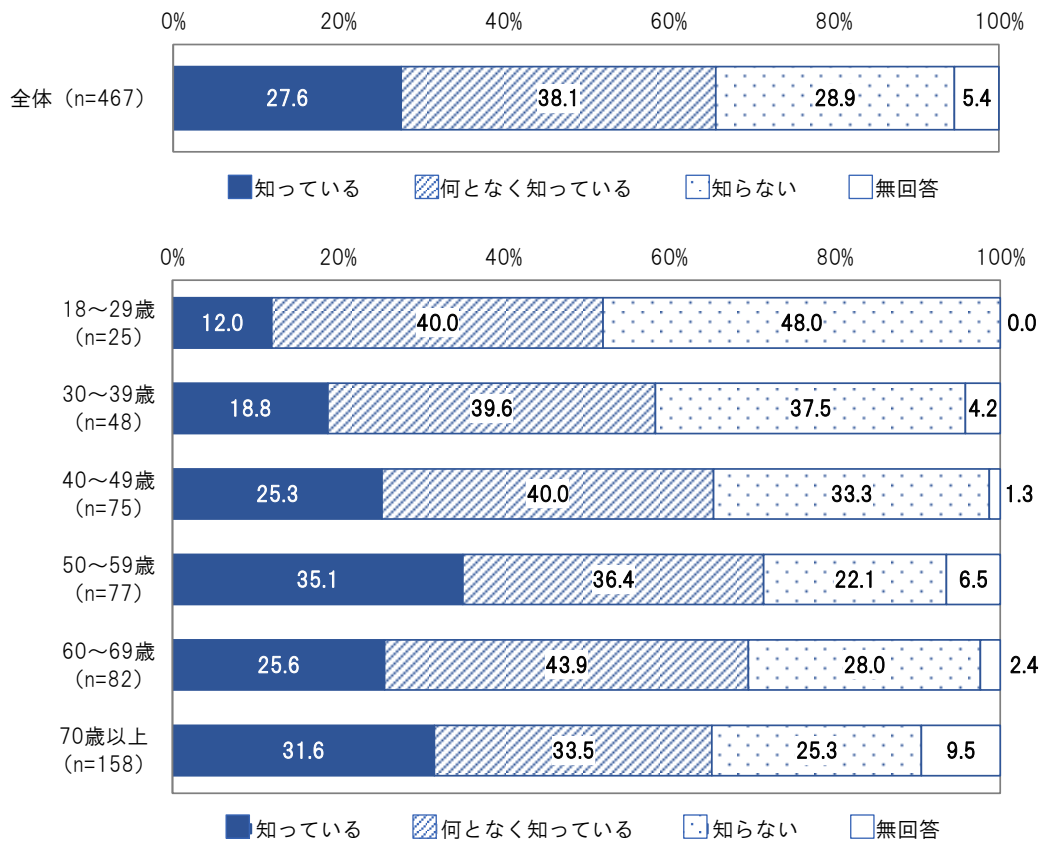
福祉サービスの情報提供や手続きの代行、日常的金銭管理、通帳等重要書類の預かり等（商品購入契約や施設の入所契約及び解約、財産の処分などの法律行為はできない）

## 2 成年後見制度に関する播磨町の現状と課題

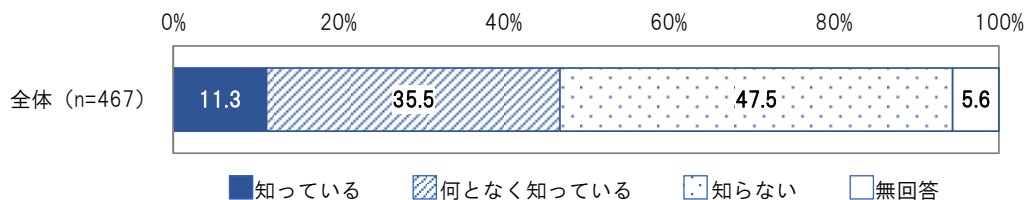
### (1) 成年後見制度に関する現状

#### ① 各制度の認知度〔アンケート調査結果報告書より〕

成年後見制度の認知度では、『知っている』（「知っている」＋「何となく知っている」）が6割以上となっているものの、「知らない」が3割近くを占め、概ね年代が下がるにつれ、『知らない』が高くなる傾向がみられます。



日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の認知度では、「知らない」が半数近くを占めており、『知っている』（「知っている」＋「何となく知っている」）は半数未満となっています。



② 成年後見制度に関する相談件数等

成年後見制度に関する相談件数は令和4年度（2022年度）には89件と、やや増加傾向となっています。相談経路をみると、地域包括支援センターからの相談が最も多くなっています。

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
〔地域包括支援センター〕成年後見相談のべ人数	31	34	38	43
〔福祉会館〕成年後見専門職相談件数	－	26	20	16
〔播磨町健康福祉課窓口〕成年後見関連相談件数	18	22	33	30
合 計	49	82	81	89

③ 成年後見制度利用者の推移

成年後見制度の利用者数は近年では20人程度となっています。

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
後見	13	14	13	13
保佐	5	5	1	3
補助	3	6	5	3
任意後見	0	0	0	1
合 計	21	25	19	20

※本人が実際に住んでいる場所（施設・病院を含む）を基準としているため、住民票上の住所と一致するとは限らない。  
【資料】神戸家庭裁判所での自庁統計に基づく統計（各年7月末現在）

④ 播磨町成年後見制度利用支援事業の利用者数の推移

成年後見制度利用支援事業の令和4年度（2022年度）の利用状況は、町長申し立て件数が5件、報酬補助が4件となっています。

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
町長申し立て件数	高齢者	1	2	1	5	5
	障がいのある人	1	0	0	0	0
	合計	2	2	1	5	5
報酬補助の件数	高齢者	0	0	3	1	4
	障がいのある人	0	1	2	0	0
	合計	0	0	3	1	4

⑤ 社会福祉協議会での日常生活自立支援事業の利用者数の推移

日常生活自立支援事業の令和4年度（2022年度）の利用者数は13人となっています。

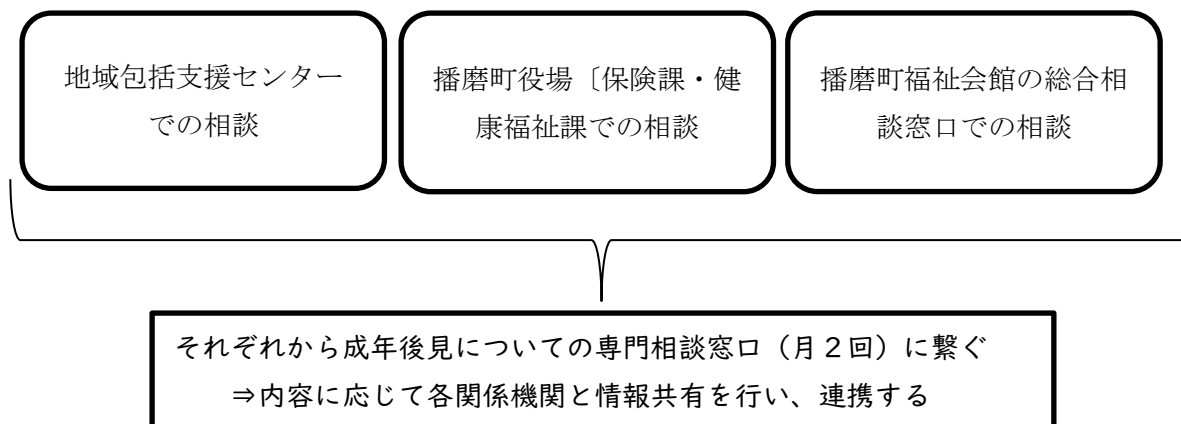
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
利用者数	13	15	16	13

## ⑥ 具体的な取り組み状況

本町においては、成年後見制度の利用促進に向けて下記の取り組みを行っています。

- 成年後見制度について普及啓発のための講演会や研修会の実施
- 各関係機関との成年後見情報交換会の開催（月1回）
- 困難ケースに対して、弁護士、司法書士、社会福祉士による権利擁護対応支援の実施
- 成年後見制度における町長申立てや報酬助成の実施

[現在の相談体制のイメージ図]



## (2) 利用促進にあたっての課題

播磨町の現状から成年後見制度の利用促進にあたって、主に次の課題があげられます。

- ① 成年後見制度の正しい理解を広める
- ② 早期発見・早期支援の必要性
- ③ 利用しやすい環境づくりの必要性
- ④ 市民後見人等の養成・育成の必要性
- ⑤ 本人の暮らしを支える福祉的支援の必要性

## 3 めざすべき姿

認知症や障がいがあることによって判断能力が十分でない人や、自己の権利を表明することが困難である等の理由により支援を必要とする人が、意思や尊厳、そして自分らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用し、住み慣れた地域で安心して生活できることを目指します。

## 4 取組みの展開

### (1) 成年後見制度の理解促進と普及啓発

住民をはじめ、福祉・保健・医療の関係者に対し、成年後見制度や権利擁護などの周知や啓発を行います。また、必要な時に必要な制度を選択できるよう、制度に対する理解促進を図るとともに、元気なうちから利用に備える意識づくりを進めます。

#### 具体的な取組み

- 啓発パンフレットの作成や講演会や研修会等の開催など
- 広報や多様な媒体を通じた、権利擁護について住民への情報提供など
- エンディングノートの作成を通じた、日常生活自立支援事業や任意後見制度など各種制度の認知度の向上など

### (2) 相談機能の充実と利用促進

「成年後見センター」を設置し、成年後見制度の利用を希望する住民や福祉関係者などが相談できる体制を整備し、必要な人への成年後見制度の利用促進を実施します。

#### 具体的な取組み

- 相談窓口の明確化と、より専門的な相談を受けることができる体制の整備
- 住民や福祉関係者は、制度利用上でのメリット・デメリットを含めた制度の理解を含め、利用者本人が意思決定できるよう相談機能の充実

### (3) 地域連携ネットワークづくり

地域において権利擁護が必要な人を把握し、関係機関と連携し、地域連携ネットワークの構築を進めていきます。

#### 具体的な取組み

- 身近な相談機関である地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター等の既存の支援の仕組みを活用したネットワークの構築
- 権利擁護の必要な人の早期発見、早期支援に繋ぐことができるよう情報共有やケース会議を行い、法律・福祉等の専門職や関係機関などが連携して支援を行うことができるよう、体制を整備
- 町と社会福祉協議会は、切れ目ない支援を行うなど、ネットワークづくりを効果的に進めていけるよう連携していきます。

### (4) 町長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の活用

親族からの支援が得られない人に対して実施する町長申立てについて、関係機関と連携し、迅速な対応を支援します。また、利用者が成年後見制度利用にかかる費用を負担することが困難な場合、成年後見制度利用支援事業の活用を図ります。

### 具体的な取組み

- 報酬額などにおいて今後の国の動向を注視しながら、適切な活用を図ります。

#### ◆成年後見制度利用支援事業とは

##### ◎町長申立て

成年後見制度の利用を必要とする状態にあるが、申立て等を行う親族がない場合には、家庭裁判所に成年後見人等選任のための町長申立てを行います。

##### ◎審判請求費用の助成

生活保護を受けているなど申立てに係る費用の負担が困難な場合に、審判請求に必要な費用を助成します。

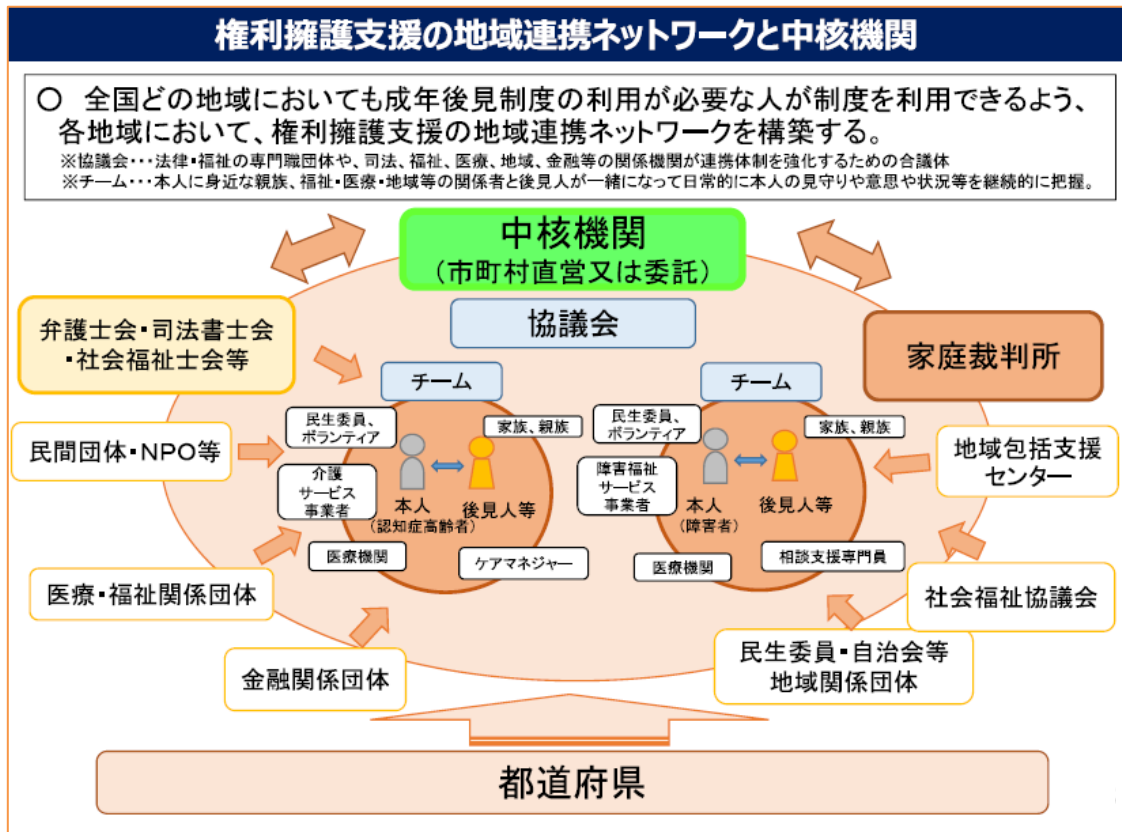
##### ◎成年後見人等への報酬の助成

生活保護を受けているなど成年後見人等への報酬に係る費用の負担が困難な人を対象に、その全部または一部を助成します。

### (5) 中核機関の設置に向けた検討

地域の連携体制の充実を図るため、地域連携ネットワークの核となる中核機関が必要であり、この設置や体制整備に関する検討を進めていきます。

#### 【目指すネットワークイメージ図】



## 第6章 再犯防止推進計画

---

### 1 計画の概要

---

#### (1) 計画策定の趣旨・背景

犯罪や非行をした人等の中には、生きづらさを抱え、社会の中で孤立している人や、高齢者や障害のある人など福祉による支援や配慮が必要な人など、さまざまな困難や課題を抱えている人が多くいます。

そのような状況の中で、犯罪や非行から立ち直ろうとしても、安定した仕事や住居を確保できず生活が不安定になってしまうことや、地域社会とつながることができないまま孤立してしまうこと、また行政からの必要な支援を受けるための情報を得られないことなどにより、社会復帰ができずに再び罪を犯してしまう人が少なくありません。近年、刑法犯による検挙者数は減少傾向にある中で、検挙者数に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、令和3年（2021年）には48.6%となっています。（法務省「令和4年版犯罪白書」より）

平成28年（2016年）12月、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されました。

さらに、国の「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」（以下「再犯防止推進計画」という。）を勘案して、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課せられました。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人への理解を深め、保護司や更生支援に取り組んでいる団体等と連携し、必要な支援をつなげていくことで、犯罪のない安全安心な地域社会づくりを推進していく必要があります。

本町においても、再犯防止の取り組みを推進するため、播磨町再犯防止推進計画を策定し、必要な施策を推進します。

#### (2) 計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

#### (3) 計画の期間

計画期間は、播磨町地域福祉計画の計画期間と同様に、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

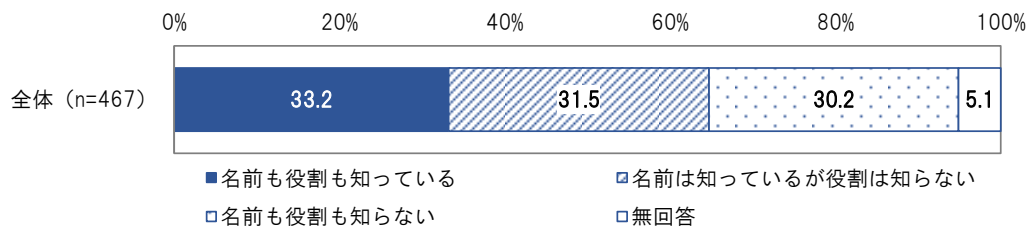


## 2 再犯防止に関する播磨町の現状と課題

### (1) 再犯防止に関する現状

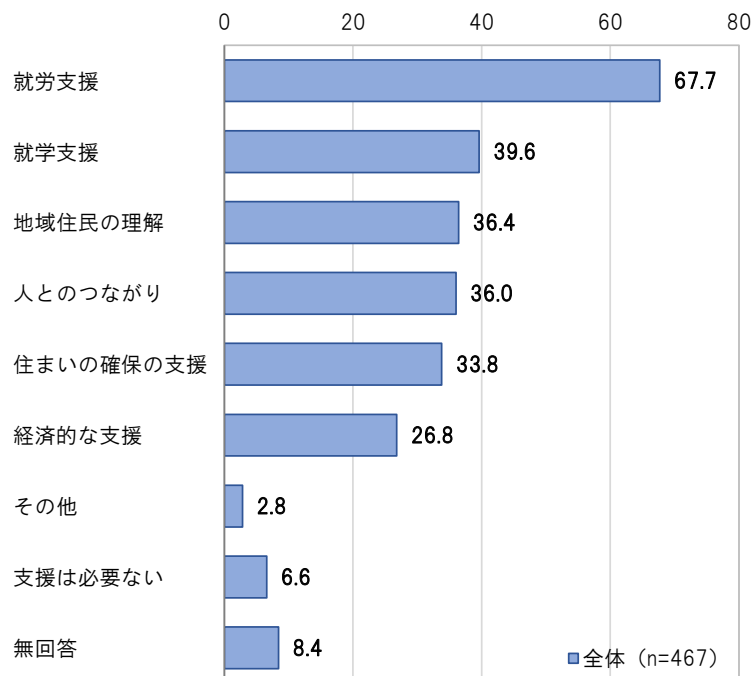
#### ① 「保護司」の役割の認知度〔アンケート調査結果報告書より〕

「保護司」の役割の認知度では、「名前も役割も知っている」が3割を超えて最も高くなっているものの、「名前は知っているが役割は知らない」と「名前も役割も知らない」を合わせた『役割は知らない』が6割以上を占めています。



#### ② 非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要だと思うこと〔アンケート調査結果報告書より〕

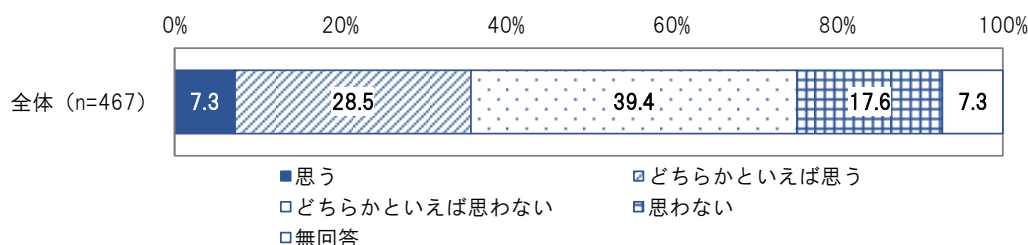
非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要だと思うことについては、「就労支援」が7割近くを占めて最も高く、次いで、「就学支援」、「地域住民の理解」、「人とのつながり」、「住まいの確保の支援」の順となっています。



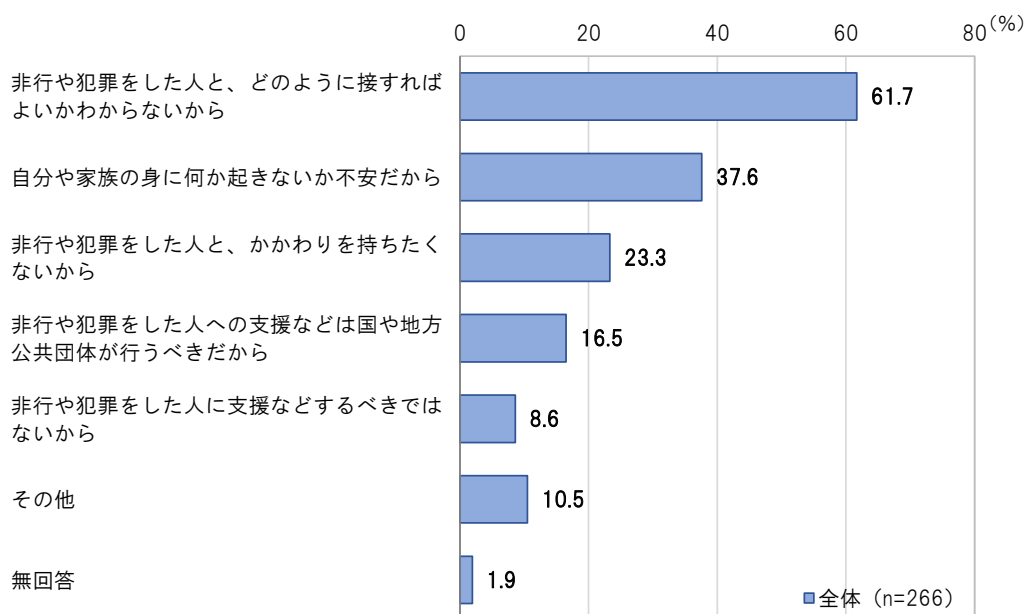


### ③ 非行や犯罪をした人の立ち直りへの協力意向〔アンケート調査結果報告書より〕

非行や犯罪をした人の立ち直りへの協力意向については、「どちらかといえば思わない」と「思わない」を合わせた『(協力したい) 思わない』が6割近くとなっており、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた『(協力したい) 思う』は4割未満となっています。



非行や犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思わない理由については、「非行や犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」が6割以上を占めて最も高く、次いで、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」、「非行や犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」の順となっています。



## (2) 再犯防止に取り組むにあたっての課題

播磨町の現状から再犯防止に取り組むにあたって、主に次の課題があげられます。

- ① 再犯防止や更生保護について、理解を広める
- ② 再犯防止を支える人や関係機関や団体等の支援体制の必要性
- ③ 非行や犯罪をした人の暮らしを支える福祉的支援の必要性

### 3 めざすべき姿

---

再犯防止を取り巻く現状や課題、また「再犯防止推進計画」に設定されている基本方針を踏まえて、次の重点課題に取り組みます。

- (1) 就労・住居の確保等
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- (3) 学校等と連携した修学支援の実施等
- (4) 再犯防止に向けた基盤の整備等

### 4 取組みの展開

---

#### (1) 就労・住居の確保等

取り組み	内容
就労の確保	●生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図るとともに、公共職業安定所などと連携し、就職及び就労の定着を図ります。
住宅の確保	●公営住宅の募集状況などについて、情報提供を行います。 ●生活困窮者自立支援事業住居確保給付金等を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。

#### (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

取り組み	内容
高齢者又は障がいのある方等への支援	●自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう、関係機関・団体等との連携を図ります。

#### (3) 学校等と連携した修学支援の実施等

取り組み	内容
児童生徒に対する教育の実施	●児童生徒の成長段階に合わせ、いじめ予防や非行防止、人権、薬物乱用防止教育を実施します。 ●関係機関の職員を外部講師として招くなど、関係機関等との連携を図ります。
修学支援の充実	●生活困窮、不登校、ヤングケラー等のさまざまな困難を抱える家庭の児童生徒、保護者に対し、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等による相談体制の充実を図ります。

#### (4) 再犯防止に向けた基盤の整備等

取り組み	内容
関係機関・団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関や保護司会等、更生保護及び青少年の健全育成に携わる各種団体等との連携を通じて、再犯防止に向けた支援体制の構築に取り組みます。</li> </ul>
再犯防止に関する啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護司会と連携し、再発防止啓発月間において、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための運動である「社会を明るくする運動」に取り組みます。</li> <li>● 「社会を明るくする運動」*に合わせて再犯防止に関する広報・啓発活動を行います。</li> <li>● 保護司及び保護司の活動などについて町民への周知に取り組みます。</li> <li>● 更生保護の担い手である保護司など更生保護関係者への相談支援や活動しやすい環境づくりに取り組みます。</li> </ul>

\*「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

## 第7章 計画の推進に向けて

---

### 1 計画の周知

---

### 2 住民、地域、事業者、行政の協働による計画の推進

---

- (1) 住民・地域の役割
- (2) 事業者の役割
- (3) 社会福祉協議会の役割
- (4) 行政の役割

### 3 計画の進行管理・評価

---

## 資料編

---

---

### 1 策定の経過

---

- ・ 計画の策定の経過（プロセス）、意見の概要

### 2 播磨町地域福祉計画策定委員会設置要綱

---

### 3 播磨町地域福祉計画策定委員会委員名簿

---

### 4 用語解説

---